

子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び

義務教育費国庫負担率の引き上げに係る意見書採択を求める請願書



紹介議員 横澤 駿一 

8請願

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 受理番号  | 第 / 号           |
| 受理年月日 | 令和 8 年 8 月 18 日 |

2026年8月8日

矢巾町議会議長 廣田 清実 様

子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び  
義務教育費国庫負担率の引き上げに係る意見書採択を求める請願書

提出者 岩手県盛岡市大通一丁目1-16

岩手県教職員組合いわて盛岡支部

支部長 青野 大祐



〈請願の趣旨〉

今、日本の学校現場は、個に応じた適切な支援ができるだけの教職員が配置されておらず、子どものゆたかな学びの実現と安全・安心な学校生活の保障が難しい状況にあります。

現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）では、1学級あたりの児童生徒数が小学校 35 人、中学校 40 人、特別支援学級 8 人と定められています。しかし、発達や身体的な障がいのある子どもへの対応、様々な特性のある子どもへの適切な支援、不適応の子どもの校内における受け入れ体制の構築、学力向上のためのきめ細かな指導といった、増え続ける多様なニーズに十分に應えることは、現在の教職員数では極めて困難です。一人一人の子どもに合った適切な指導や支援を行うには、適正な教職員定数への改善が必要です。

また、学校ごとの具体的な教員数の配当基準は自治体の裁量となっていますが、教職員の給与に関わる自治体の負担率が 2006 年に 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられて以降、自治体の財政負担は増大しました。財政に余裕がある自治体は多くの教職員を配置できるが、財政が厳しい自治体ほど少数しか配置できない状況を生じることとなります。同じ規模の学級数や子どもの数であっても、財政力の違いによって配置できる教職員数に差があることは、義務教育費国庫負担制度の趣旨に反するばかりでなく、日本国憲法や教育基本法に掲げられている教育の機会均等の原則にも反するものです。

こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

〈請願事項〉

1. 子どもたちのゆたかな学びの実現のため、「公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）を改善し、教職員定数を増やすこと。
2. 自治体による教職員数の格差をなくし、教職員配当にかかる地方財政の負担を軽減するため、義務教育費国庫負担率を引き上げること。

## 子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び

### 義務教育費国庫負担率の引き上げに係る意見書採択を求める請願書

#### 〈請願の趣旨〉

今、日本の学校現場は、個に応じた適切な支援ができるだけの教職員が配置されておらず、子どものゆたかな学びの実現と安全・安心な学校生活の保障が難しい状況にあります。

現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）では、1学級あたりの児童生徒数が小学校 35 人、中学校 40 人、特別支援学級 8 人と定められています。しかし、発達や身体的な障がいのある子どもへの対応、様々な特性のある子どもへの適切な支援、不適応の子どもの校内における受け入れ体制の構築、学力向上のためのきめ細かな指導といった、増え続ける多様なニーズに十分に應えることは、現在の教職員数では極めて困難です。一人一人の子どもに合った適切な指導や支援を行うには、適正な教職員定数への改善が必要です。

また、学校ごとの具体的な教員数の配当基準は自治体の裁量となっていますが、教職員の給与に関わる自治体の負担率が 2006 年に 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられて以降、自治体の財政負担は増大しました。財政に余裕がある自治体は多くの教職員を配置できるが、財政が厳しい自治体ほど少数しか配置できない状況を生じることとなります。同じ規模の学級数や子どもの数であっても、財政力の違いによって配置できる教職員数に差があることは、義務教育費国庫負担制度の趣旨に反するばかりでなく、日本国憲法や教育基本法に掲げられている教育の機会均等の原則にも反するものです。

こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

#### 〈請願事項〉

1. 子どもたちのゆたかな学びの実現のため、「公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）を改善し、教職員定数を増やすこと。
2. 自治体による教職員数の格差をなくし、教職員配当にかかる地方財政の負担を軽減するため、義務教育費国庫負担率を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 9 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

岩手県矢巾町議会

議長 廣田 清実